

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 25 日

各都道府県水道行政担当部（局） 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道水中の放射性物質のモニタリング調査結果の提供等について（依頼）

平成 23 年 3 月 21 日付け事務連絡において、都道府県もしくは県内水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者(厚生労働大臣認可含む)）で水道水の放射性ヨウ素（ ^{131}I ）や放射性セシウム（ ^{134}Cs 、 ^{137}Cs ）を測定している場合の情報提供をお願いしているところですが、その後、平成 23 年 3 月 21 日付け厚生労働省健康局水道課長通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」において、水道水の放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超える場合には、原則、乳児による水道水の摂取を控えるよう広報する旨お願いしていることから、その場合にも当課宛速やかな情報提供をお願いします。

一方、水道水中の放射性物質の測定値が、指標値を下回った場合において、摂取制限を解除するためには、各水道事業者が放射性物質の検出状況等を注視しつつ、それぞれの水道事業の事情も考慮して、適切に判断されるよう周知願います。また、解除された際にはその判断理由を含めて当課宛速やかに情報提供をお願いします。

<参考>

○速やかな情報提供をお願いする場合

- ・ 飲食物摂取制限に関する指標値（放射性ヨウ素 300Bq/kg 、放射性セシウム 200Bq/kg ）を超える値が測定された時
- ・ 乳児用の指標値（放射性ヨウ素 100Bq/kg ）を超える値が測定された時
- ・ 利用する住民に対する飲用制限もしくは乳児に対する水道水の摂取制限を解除する時

連絡先（担当者）

厚生労働省水道課

水道水質管理室

TEL : 03-5253-1111 (4032)

FAX : 03-3503-7963

E-mail: suidougijutsu@mhlw.go.jp